和歌山県地球温暖化防止活動推進センター指定団体募集要領

1　募集の趣旨

和歌山県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 38 条の規定に基づき、平成 17 年度から県内の 1 団体を本県における地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として「和歌山県地球温暖化防止活動推進センター」（以下「県センター」という。）に指定してきました。

つきましては、現在の団体の指定期間が令和９年３月末日で満了するため、県センターとして指定を希望する団体を募集します。

2　指定期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日の３年間です。

ただし、法第 38 条第 5 項の規定により、指定期間内であっても指定を取り消す場合があります。

3　事業内容

県センターが行う事業は、法第 38 条第 2 項に規定する事業とします。

4　応募資格

応募資格を有する者は、法第 38 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策に関する事業を行うことにより、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（以下「団体」という。）であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとします。

（１）　定款に、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図る趣旨が記されていること。

（２）　県内に事務所を有し、地球温暖化防止に関する事業（普及啓発・調査・研究その他これに類する活動）の活動実績を１年以上有していること。また県内全域において地球温暖化の防止に寄与する活動を実施できる体制を整えていること。

（３）　職員の休暇、出張その他やむを得ない事情により担当職員を配置できない場合においても、代替職員を配置するなど、県センターの業務に支障が生じない体制を確保できること。

5　欠格事項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については無効とします。

（１）　法第38条第5項の規定による指定の取消を受けた日から2年を経過していない団体

（２）　民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている又はされている団体。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けたものであって、そのものに係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった又は申立てをなされなかったものとみなす。

（３）　破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしている又はされている団体

（４）　県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている団体

（５）　公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体

（６）　和歌山県税、消費税及び地方消費税に未納がある団体

（７）　役員等が次のいずれかに該当する団体

ア　和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下、単に「暴力団員等」という。）と認められるもの

イ　自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、同条例第2条第1号に規定される暴力団（以下、単に「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用している者

ウ　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ　暴力団又は暴力団員等であると知りながら、これを不当に利用している者

（８）　役員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者である団体

（９）　国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定した者がいる団体。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。

(10)　県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、もしくはさせ、また暴力を用い、もしくは用いさせた団体

(11)　県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させる団体

(12)　前２号のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(13)　募集要項に定める申請期限を過ぎて申請し、又は複数の申請書を提出し、若しくは県の承認なく申請書等の内容を変更した団体

(14)　申請書等の内容が、次のいずれかに該当すると認められた団体

ア　県民の平等な利用の確保ができないもの

イ　県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

(15)　宗教活動や政治活動を目的とする団体

(16)　特定の公職にある者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又はこれらを反対する活動を行う団体

６　応募の受付

（１）　提出書類

①　和歌山県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書【様式１】

指定申請書には、次の書類を添付してください。

・定款

・役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面

・登記事項証明書（写し可）

・活動計算書（直近３年度分）

・貸借対照表（直近３年分）

・財産目録（直近のもの）

・直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことを確認できるもの）（写し可）

※法人設立後３年を経過していないため、直近３年分の書類を提出できない場合は、提出可能な年分の書類及びこれに準ずる書類を提出してください。法人設立前から活動していた場合は、任意団体としての収支決算書その他活動状況を確認できる書類を添付してください。

② 確認書【様式２】

③ 活動歴報告書【様式３】

④ 事業計画書【様式４】

（ア） 団体の概要に関する調書

（イ） 県からの委託事業に係る事業計画

（ウ） 国・その他の団体の補助事業に係る事業計画

（エ） 自主事業に係る事業計画

（オ） （イ）～（エ）に係る収支予算書

（２） 提出部数（持参、郵送の場合のみ）

５部（正本１部、副本４部）

（３） 応募方法

持参、郵送（簡易書留）、電子メール（PDF 形式）のいずれかで提出してください。

※持参の場合は、担当者が不在の場合もありますので、事前に電話連絡ください。また、電子メールの場合は、資料送付後、必ず提出期間内に電話にて受取確認をしてください。

（４） 提出期限

令和９年１月８日（金）午後５時まで

・持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日を除く平日の午前９時から午後５時までとします。

（５） 応募書類の取扱い

・応募に要する経費は、申請団体が負担とします。

・応募書類は、和歌山県情報公開条例に基づき、原則として公開の対象となります。

・提出後、書類の追加や修正を求める場合があります。

・提出された書類は返却しません。

（６） 応募に関する問い合わせ

質問がある場合は、下記の問合せ先まで「質問票【様式５】」を持参、又は送付（電子メール又はファクシミリ）してください。持参される場合は、事前に電話連絡してください。

なお、質問の受付期間は令和８年 12 月 25 日（金）午後５時までとします。

《応募書類の提出先及び応募に関する問合せ先》

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通 1-1

和歌山県環境生活部環境政策局　脱炭素政策課　脱炭素推進班

担当者：中尾、野口

TEL：073-441-2674　FAX：073-433-3590　E-mail：e0320003@pref.wakayama.lg.jp

7　指定の決定方法

指定候補団体の決定に当たっては、有識者で構成する選定委員会が審査し、その結果をふまえて知事が指定団体を決定します。（審査は、「和歌山県公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の組織及び運営に関する基準を定める規則」にそって行います。）

8　指定後の報告

県センターは、法施行規則第９条の規定に基づき、毎年度、事業開始前に事業計画書及び収支予算書を、毎年度終了後３月以内に事業報告書及び収支決算書を県に提出しなければなりません。

9　活動経費

県センターの活動に要する経費は、指定団体が負担するものとします。ただし、国の補助金や県の委託費を活動経費の一部として認める場合があります。

＜参考＞

〇国の補助金

補助金名：令和８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域における地球温暖化防止活動促進事業）

参考：一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット HP　令和８年４月 16 日
「令和８年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （地域における地球温暖化防止活動促進事業）公募のお知らせ」https://www.zenkoku-net.org/hojyo/1853/

〇県の委託費（令和８年度委託費：2,002 千円）

・地域協議会の活動支援に係る業務
・和歌山県地球温暖化防止活動推進員養成講座に係る業務
・地球温暖化対策に関する啓発紙発行に係る業務

※国の補助金や県の委託費の内容は、今後変更になる可能性がありますのでご留意ください。

10　その他

（１）人権研修

県センターは、その業務に関し、和歌山県人権施策推進基本方針（第三次改訂版）（令和２年３月改定）に基づき、自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立つ必要があることから、そのための人権研修を実施することとします。

（２）事業を実施する上での参考事例

例１．令和８年度県委託事業

ア　推進員の地域実践活動の活性化などを目的とする事業「地域草の根運動推進事業」（委託料 2,002 千円）

(ｱ)　法第 40 条第１項において定められている地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）等の活動支援地域協議会等の事業活動活性化を促すため、研修会、イベント等に係る実施計画策定に際して助言を与えるとともに、効果の高い研修会等の実施に対して支援を行う。

(ｲ)　推進員養成講座の実施

(ｳ)　地球温暖化防止対策を啓発する広報紙の発行

例２．地域地球温暖化防止活動推進センターの活動事例

全国地球温暖化防止活動推進センターの HP（下記 URL）上に掲載されています。

参考：一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット HP「地域センターの取組」

https://www.jccca.org/activity/region

《資料》

地球温暖化対策の推進に関する法律

第七章　地球温暖化対策の普及啓発等（地域地球温暖化防止活動推進センター）

第三十八条　都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

２　地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一　地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。

二　日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

三　前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。

四　地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五　地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。

六　前各号の事業に附帯する事業

３　都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。

４　都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

５　都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

６　地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

７　第一項の指定の手続その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。